

## 機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領について

平成元年 1 月 1 8 日防発第 1 5 号  
外発第 2 1 号、捜一発第 1 8 号  
石川県警察本部長から各部・課・  
校・隊・署長あて

改正 平成 20 年 2 月 12 日生企甲達第 14 号  
地 甲 達 第 8 号  
捜一甲達第 9 号

機械警備業者の迅速、的確な連絡等に基づく効率的な初動措置を講ずるため、みだしの要領を別添のとおり定め平成元年 2 月 1 日から実施することとしたので遺憾のないよう運用されたい。

別添

### 機械警備業者からの警察機関への連絡等に関する運用要領

#### 第 1 趣旨

この要領は、警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 40 条に規定する機械警備業者から、盗難等の事故の発生に関する情報（以下「異常発報」という。）を受信した場合における措置及び通報区分等について必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 通報の種別及び意義

機械警備業者が基地局において、異常発報を受信した場合における警察機関への連絡方法は、警備業法第 43 条の規定の趣旨から確認通報とされており、即時通報は例外的に認めているにすぎないところであるが、この意義は次のとおりである。

- 1 「確認通報」とは、機械警備業者が、基地局において、機械警備を行っている施設（以下「対象施設」という。）から異常発報を受信した際、臨場警備員による事実確認の結果、警察の緊急初動措置を要すると認めた時点で警察機関へ通報することをいう。
- 2 「即時通報」とは、機械警備業者が、基地局において、対象施設から異常発報を受信した際、次のいずれかに該当する場合には、臨場警備員による事実確認を待たず、異常発報を受信すると同時に警察機関へ通報することをいう。
  - (1) 当該対象施設からの連絡等により、現場における異常の事実を確認したとき。
  - (2) 画像送受信装置により、異常発報を受信した場合において、画像情報により当該対象施設内に不審者がいると確認できたとき。
  - (3) 二重発報（ひとつの対象施設に対して、二系統以上の発信器を設置してある場合で、当該複数の発信器系統から前後して異常発報を受信することをい

う。)を受信した場合又は押しボタン方式の発信器による異常発報を受信し、基地局から当該施設に対し、事実の確認の電話連絡等を行ったが応答がない場合等において当該情報が盗難等の事故発生の蓋燃性が高いと認められるとき。

(4) 生活安全部長が指定した機械警備業務対象施設(以下「即時通報対照施設」という。)からの異常発報を受信したとき。

### 第3 警備業者からの通報を受信した場合の措置

#### 1 警察本部通信指令室の措置

通信指令室は、警備業者から「確認通報」又は「即時通報」を110番により受信した場合は、通報の種別及び対象施設、現場の状況等を確認のうえ、当該対象施設を管轄する警察署及び無線自動車に指令するものとする。

#### 2 警察署の措置

通信指令室からの指令を受信した警察署は、直ちに警察官を現場臨場させ、現場検挙等の初動措置にあたらせるとともに、現場の状況、検挙の有無その他必要事項を通信指令室へ報告するものとする。

### 第4 即時通報対象施設の申請、指定等

1 警察署長又は刑事部捜査第一課長(以下「署長等」という。)は、同一手口の重要侵入盗犯、その他特定地域の施設における特異事件が連続的に発生するなどの状況から、即時通報対象施設の指定を受けようとするときは、即時通報対象施設指定(更新)申請書(別記様式第1号)により、生活安全部生活安全企画課長(以下「生活安全企画課長」という。)を経て生活安全部長に申請するものとする。

この場合において、申請に係る指定期間は3か月以内とし、必要により更新することができる。

2 生活安全部長は、上記の申請書を受信したときは、生活安全企画課長、生活安全部地域課長及び刑事部捜査第一課長の意見を聞き、必要と認めたときは、即時通報対象施設に指定するものとする。

3 生活安全部長は、即時通報対象施設を指定したときは、関係所属長及び機械警備業者に対し、即時通報対象施設指定(更新)通知書(別記様式第2号、同3号)により、速やかに通知するものとする。

### 第5 即時通報対象施設の解除等

1 署長等は、犯人の検挙、その他即時通報対象施設としての指定の必要がないと認めたときは直ちに生活安全部長に報告するものとする。

2 生活安全部長は、犯人の検挙、その他即時通報対象施設としての指定の必要がないと認めたときは、その指定を解除するものとする。

3 生活安全部長は、前記指定を解除したときは、関係所属長及び機械警備業者に対し、その旨を通知するものとする。

## 第6 運用上の配意事項

- 1 即時通報対象施設の申請にあたっては、現に同一手口の被害が発生し、かつ被害対象施設の同一性、被害地域の同一性について総合的に検討し、単に将来的に被害発生が予想されるというだけで選定しないこと。
- 2 通報に基づく臨場の結果、誤報あるいは犯人が既に逃走していた場合であっても、警備員に対し、通報の方法等について非難するような言動をしないこと。
- 3 本要領の運用に関する機械警備業者への指導、申し入れ等については、生活安全企画課において行うので、必要な事項があればその都度生活安全企画課へ報告すること。

## 第7 その他

機械警備業者から警察への即時通報については、平成元年2月1日から実施する。

別記様式第1号（第4関係）

第 号  
年 月 日

生活安全部長 殿

長

即時通報対象施設指定(更新)申請書

事 件 名	
対 象 施 設	
指定(更新)期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定(更新)を 必要とする理由	

(注) 指定期間は、3か月を超えないこと。ただし、これを超える場合は、指定期間の満了の日の7日前までに指定の更新申請をすること。

別記様式第2号(第4関係・関係所属長用)

第 号  
年 月 日

殿

生活安全部長

即時通報対象施設指定(更新)通知書

事 件 名	
指定対象施設	
指定(更新)期間	年 月 日から 年 月 日まで
措 置 上 の 留 意 事 項	
指定(更新)理由	
解 除	年 月 日

別記様式第3号（第4関係・機械警備業者用）

第 号  
年 月 日

殿

石川県警察本部生活安全部長

即時通報対象施設指定（更新）通知書

指定対象施設	
指定(更新)期間	年 月 日から 年 月 日まで
連絡の方法	110番による。
措置上の留意事項	
解除	年 月 日